

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和四年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島北部農業協同組合		登録検査機関の名称	
追加		変更内容	変更のあった農産物検査員
境基樹	岩田拓巳	氏名	
そば 大麦、裸麦、大豆、 もみ、玄米、小麦、	そば 大麦、裸麦、大豆、 もみ、玄米、小麦、	農産物検査を行う農産物の種類	
令和四年八月五日		変更年月日	